

自主監査報告書

平成26年5月31日

社会福祉法人 ことぶき会


理事長 佐 能 量 雄 殿
監 事 藤 村 英 廣 殿
監 事 戸 田 元 宣 殿

岡山市北区野田3丁目1番1号

東光野田ビル4階

福原一義公認会計士事務所

公認会計士

福原一義 

私は、平成25年会計年度における、社会福祉法人ことぶき会の法人本部、宇甘川荘拠点区分、レファシード直島拠点区分、おもいやり拠点区分、牟佐げんき拠点区分、松風園拠点区分、並びに光生げんき拠点区分をもって構成する社会福祉事業会計、及び高齢者専用賃貸住宅げんき拠点区分、介護付き有料老人ホーム平井げんき拠点区分、並びにサービス付き高齢者向け住宅桑田げんき拠点区分をもって構成する公益事業会計について、会計管理体制並びに会計組織の整備及び運用状況を調査しました。

この調査に当り、私は、社会福祉法人ことぶき会の担当者に対する質問、必要な証憑書類の閲覧及び関連する会計帳簿の記録の検証等の調査手続を実施しました。

調査の結果、社会福祉法人ことぶき会の会計管理体制及び会計組織は、社会福祉法及び関連する厚生労働省通知にしたがって適切に整備かつ運用されているものと判断します。

なお、社会福祉法第44条第2項に規定する計算書類は、新社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日社援発0727第1号通知）に基づいて作成されています。

追記事項

事業区分、拠点区分および法人全体の月次試算表は経理規程に基づいて月次適時に作成し理事長に報告すべきであります。財務諸表の情報開示が義務づけられるなど、法人全体及び各拠点の財務管理業務は社会福祉法人の基幹業務であります。月次試算表及び年次財務諸表の適時、正確な作成に向けて、財務管理体制の強化が望まれます。

以上